

令和4年11月定例会 宇田実生子一般質問資料

資料1 佐倉市職員のサービスの宣誓に関する条例

(出典：佐倉市 HP より一部抜粋)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

資料2 佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例

(出典：佐倉市 HP より一部抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、市民の快適な生活環境に支障となる不快な迷惑行為の防止に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が協働して市民の快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に努め、もって健康的で清潔なまちづくりを実現することを目的とする。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、市民（市内に通勤し、通学し、又は滞在する者を含む。以下同じ。）、事業者（市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）及び公共の場所の管理者（市以外の公共の場所の管理者をいう。以下同じ。）に対し市の施策の啓発に努めるとともに、これらの者が自主的に行う快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に関する活動を積極的に支援するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自己の生活の場及びその周辺地域の清掃等清潔なまちづくりに資するための自主的な活動に努めなければならない。

令和4年11月定例会 宇田実生子一般質問資料

2 市民は、相互に協力して地域の快適な生活環境の確保及び美観の保持に努め、自主的にその活動の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺地域の清掃等清潔なまちづくりに資するための自主的な活動に努めなければならない。

2 事業者は、市、市民及び公共の場所の管理者が行う施策について積極的に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項の責務について従業員等その事業活動に従事する者に周知しなければならない。

(隣人の受忍限度を超えた不快な音等の防止)

第14条 何人も、隣人隣家の受忍限度を超え、生活環境を著しく悪化させる不快な音、振動又は臭気を発生させないように努めなければならない。

(土地の適正な管理義務)

第15条 2 何人も、自ら所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくは工作物にたい積し、又は蓄蔵した廃棄物が周辺の市民に不快感、不安感等を与えないよう適正に管理しなければならない。

3 市長は、土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該土地所有者等に対し不適正な管理の是正を要請することができる。

(事業者の不要品の散乱防止等に関する義務)

第16条 事業者は、その事業活動によって排出された不要品の散乱防止に努めなければならない。

資料3 住民監査請求監査 平成28年度 市長の公務にかかる支出について

(出典：佐倉市 HP より一部抜粋)

第6 意見

市長の公務は、広範多岐にわたる一方で、公私の特定が困難である。佐倉市長におかれては、市民から、公務の内容について常に高い関心が寄せられるとともに、その行為が公私混同ではないかと、常に疑念を持たれる可能性があることを十分認識した上で、市長車を公務のために使用するに際しては、自らの用務が「公務」に該当するか否かについて厳格に判断されたい。その判断に際しては、用務の出席の依頼者とその属性、市政との関連性、用務の内容等を判断要素として、市民目線で、客観的に判断するように努められたい。また、秘書課においては、本来業務である佐倉市長のスケジュール管理及び運転日報等の具体的記載の整備を図ることにより透明性を高めるなど、事務処理の改善をされたい。